

本 町 地 図

ま ち づ く り 協 定 書

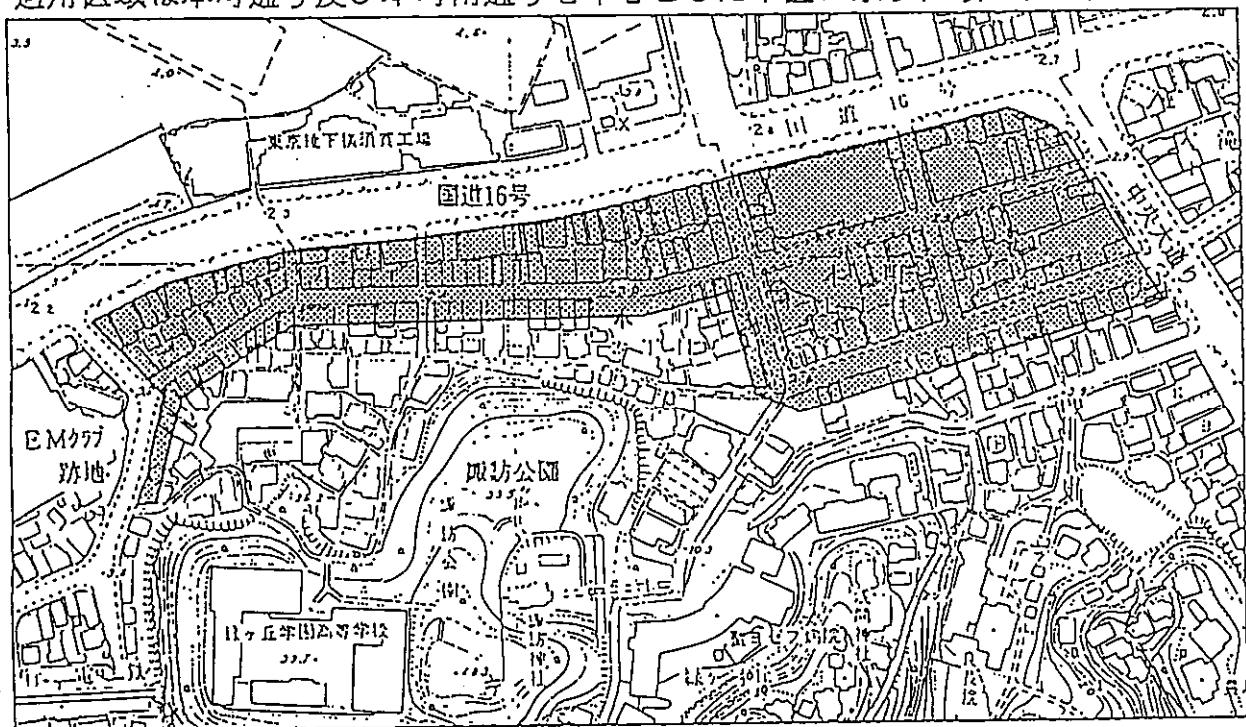
平成元年 5月

第1条 協定の目的

本協定は、本町地区の関係者（「横須賀本町商店会、笑和会、横須賀仲和会、ソシアルサロン協会、本町町会の各会員、権利者等」－以下「関係者」という）のまちづくりに対する意志の統一を図り、人々が快適に買物や飲食を楽しめる街をつくり上げていくことを目的とする。

第2条 適用区域

適用区域は本町通り及び本町南通りを中心とした下図に示す区域とする。



第3条 まちづくりの基本方針

全国的に有名な“ドブ板通り”のイメージを発展させ、個性的な魅力あふれるまちづくりを進める。

1. 人々が安心してゆったりと買物、飲食等を楽しめるまちづくりを行う。
2. 國際性豊かなまちづくりを行い、人々が異國情緒を味わえる舞台をつくる。
3. ヒューマンスケール（人々が親しみやすく威圧感のない大きさ）を大切にしたまちづくりを行う。

第4条 まちづくり推進組織の設置

1. まちづくりの推進と協定の適正な運用を図るための組織として、「まちづくり委員会」を設置する。
2. まちづくり委員会は関係者の中から選出された委員により構成される。
3. まちづくり委員会に委員長、副委員長及び必要な幹事を置き、委員が互選する。
なお、委員長、副委員長及び幹事の任期は2年とし、再選を妨げない。
4. まちづくり委員会は次の各号に掲げる事項について検討し、協定内容の実現を図る。
 - a. 本協定の適用区域に関すること。
 - b. 建物の新築、増改築に関すること。
 - c. 建物の改築、改修に関すること。
 - d. 看板、日除け等建物の付属物の取り替え、改修に関すること。
 - e. 公共物の工事（道路の掘り返し等）に関すること。
 - f. 道路の維持管理に関すること。
 - g. その他必要と認める事項に関すること。

第5条 建物の新築、増改築

1. 建物の新築、増改築や改修、改装等を計画する者は、できるかぎり早期の段階で計画概要をまちづくり委員会に説明する。

まちづくり委員会は本協定に基づき、建築主等計画に関する者と事前調整の上、調和のとれたまちづくりの方向づけを行う。

2. 上記の事前調整事項は次のとおりとする。

a. 建物の用途

- ① 建物の1階部分の用途は、できるだけ物販、飲食、サービス業の店舗とし、街に賑わいを出すよう努める。
- ② 商店街の連続性を保つため、工場、倉庫、ガソリンスタンド、駐車場出入口等の設置はできるだけ避けるようにする。

b. 建物の形態

ア. 外壁（ファサード）のデザイン（協定細目-1 参照）

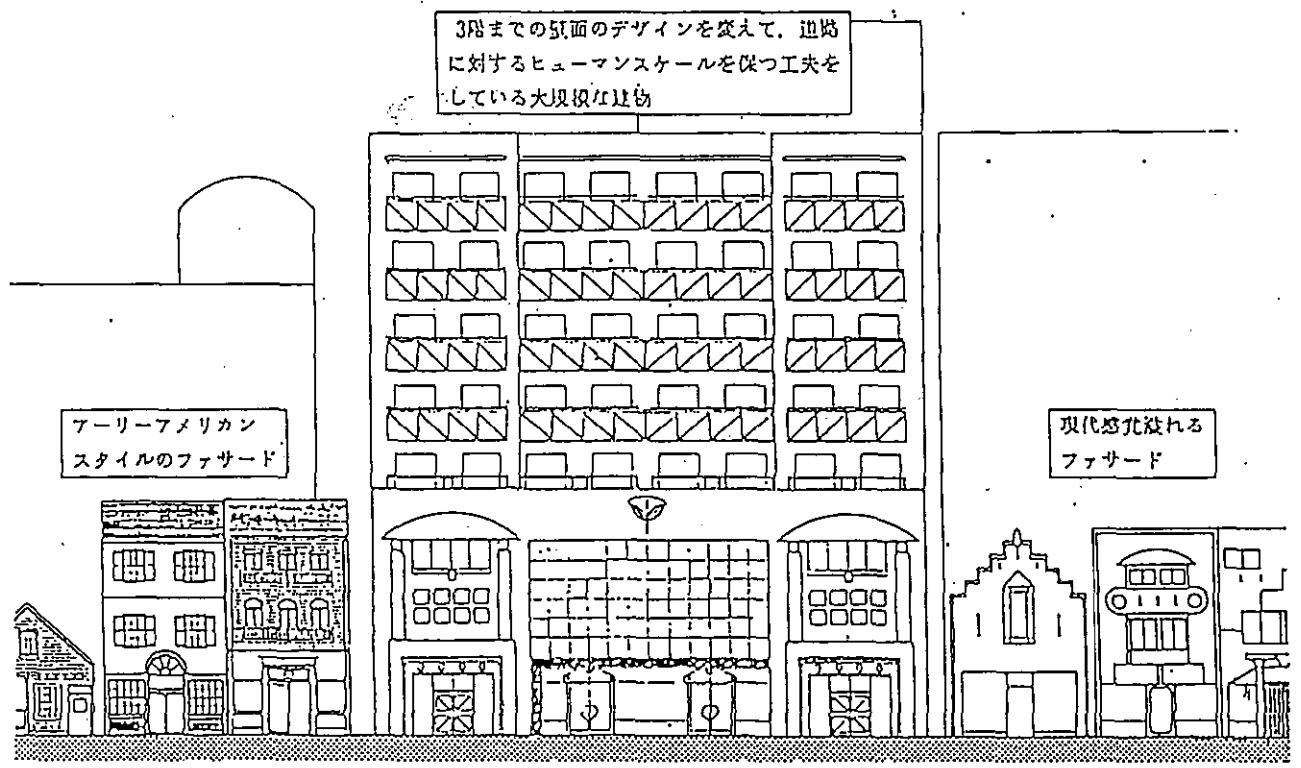
- ① 外壁（ファサード）のデザインは国際性豊かなものとし、当該地区のイメージに合ったファサードを構成する。
- ② 大規模な建物のファサードについては、当該道路を歩く人々に対する威圧感を少なくする工夫をする。

イ. 外壁（ファサード）の色彩、材料

- ① 柔しい街並みを形成するため外壁の色彩は原則として自由とするが、周囲とのバランスを崩すようなければじい色彩は避ける。（協定細目-2 参照）
- ② 外壁の仕上げ材料は建物の構造、デザインに適したもの用い、材料の特徴を十分に生かすよう留意する。

協定細目一 外壁（ファサード）のデザイン

- a. 國際性豊かな外壁（ファサード）のデザインとは、建物を計画する人々が考へている“國際性”を表現したものであれば良く、アメリカ、ドイツ等特定の国にこだわる必要はない。
- b. 外壁の2階以上のデザインは、1階店舗外装のイメージに合ったものが望ましい。
- c. 大規模な建物を建てる際は、通りに対する威圧感を軽減するため、上層階の壁面を後退させたり、上層階と下層階における壁面の仕上げ材料やデザインを変える等の工夫をする。

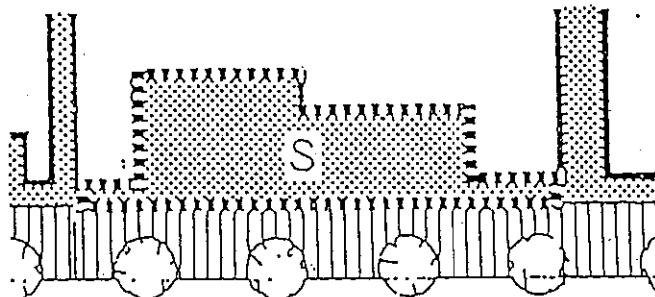


協定細目二 外壁（ファサード）の色彩

外壁の色彩で避けるべきものは、原色の黄緑、オレンジ、ピンク、紫、螢光色等であり、これらの色が大きな面積を占めることがないようにする。

ウ. 店先空地

豊かな歩行者空間を創出するため、建物の1階部分にできるだけ店先空地（店舗前の道路に面した部分）を設けることが望ましい。店先空地は一律に壁面を後退させる必要はなく、下図に示すように空地の形を自由に計画して良いものとする。



エ. 閉店時の店舗外装（協定細目－3 参照）

昼間は閉まっている飲食店が多く閉店時間が揃わないが、にぎやかな商店街の連続性を保つため、閉店時の店舗外装を工夫するよう努める。

協定細目－3　閉店時の店舗外装

閉店時の店舗外装を演出する方法として次に挙げるものがある。

- ① 閉店時も楽しめるショーウィンドウの演出。
- ② 店舗内が見えるシャッターを用いる。
- ③ シャッターに絵を描く。

オ. 國際性を演出するデザイン・アイテム

國際性を演出するデザイン・アイテム — デザイン要素（異国情緒が感じられる物、写真、絵画等）を看板やショーウィンドウ等のデザインにできるだけ利用していく。

a. 照明の工夫

夜も人々が楽しく歩ける街にしていくために、夜間の街路環境を演出する照明（ショーウィンドウの照明、テープライト、ネオンサイン、投光機等）を工夫するよう努める。

b. 緑化

窓辺にプランターを置いたり、共同ビルを建てる際には半公共空間に樹木を植えたりして、できるだけ緑の多いまちにしていく。

c. 看板、日除け等

ア. 看板（協定細目-4 参照）

看板は街並みを構成する要素の一部であるため、形や絵柄により業種を識別でき、それ自体で芸術性に富んだものが望ましい。

イ. 日除け

- ① 形態、色彩は原則として自由とするが、建物の外壁や両隣の店舗に設置された日除けとの調和を十分に考慮する。
- ② 日除けに文字を入れる場合は大きさにならないようにし、日除けとしてバランスのとれたものにする。

協定細目一 4 看板の規格

国際性豊かな個性あるファサードを生かすため看板は小さなもののが望ましいが、楽しい街を演出するため、規制は最小限のものにとどめる。看板の新設、取り替え、改修の場合は本細目（「神奈川県屋外広告物条例」の規格による）に従うものとする。

ア. 壁面看板

壁面からはみださないこと。

イ. 置看板

公道上に置くことはできない。敷地内
に置くこと。

ウ. 突出看板

① 大きさ

一つの建築物について50m以内。

② 出幅

道路境界線から 1.0m以下。

③ 高さ（下端）

車道上：地上 4.5m以上。

歩道上：地上 2.5m以上。

④ 高さ（上端）

壁面の上端を超えないこと。

エ. 屋上看板

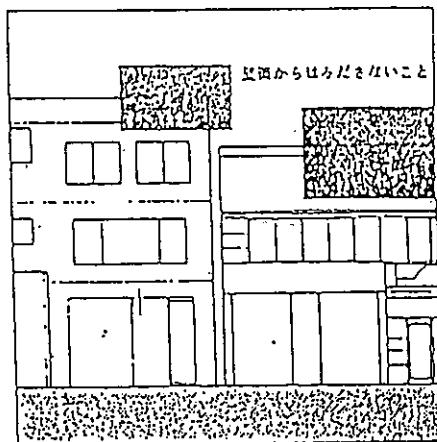
① 高さ

建築物の高さの 2/3以下、かつ20m
を超えないこと。

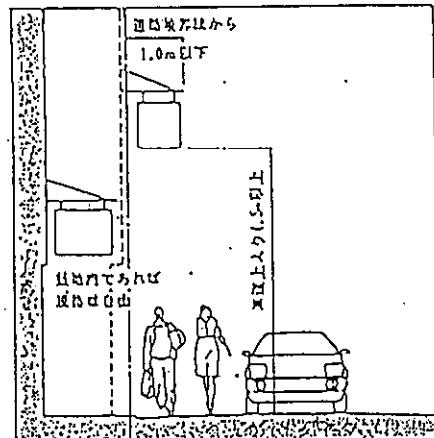
② 位置

建築物から横にはみださないこと。

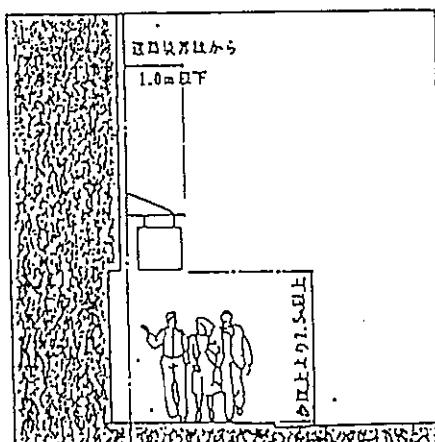
壁面看板の規格



突出看板の規格（車道上）



突出看板の規格（歩道上）



第6条 道路の清掃

各店舗前の道路の清掃は、定期的に各店舗で行う。

第7条 道路の掘り返し等

本協定を適用する区域における道路整備事業の施工部分に何らかの変化（道路の掘り返し等）を及ぼす工事を行う場合は、その原因者が事前に「まちづくり委員会」に工事計画を説明する。

また、工事後は工事の原因者が自己の負担において、原状復旧を行う。

第8条 権利変動に伴う協定の継承

本協定範囲内の土地、建物等の権利が変動する場合、旧権利者は当協定を新権利者に對し継承することを義務づける責任を負うものとする。

第9条 協定の変更

本協定はまちづくり推進上特別な理由がある場合に、関係者の同意を得て変更することができる。

附 則

本協定は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

本協定は、平成3年10月8日から施行する。